

## 事業事前評価表

### 国際協力機構中東・欧州部中東第一課

#### 1. 基本情報

国名：モロッコ王国（モロッコ）

案件名：新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン（COVID-19 Response Support Program Loan）

L/A 調印日：2020 年 12 月 2 日

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における新型コロナウイルス感染症対応の現状・課題及び本事業の位置付け

モロッコ王国では、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の最初の発症ケースが 2020 年 3 月に確認されて以降増加しており、2020 年 11 月下旬には感染者数 33 万人、死者数 5,400 人を超え、人口 100 万人当たりの感染者数はマグレブ地域では最も多い状況となっている。当国政府は COVID-19 検査体制の拡充、感染患者向け病床の拡充、及び人工呼吸器の整備等に努めているものの、依然として増加する新規感染者に対応するための十分な体制となっていない。

当国政府は、COVID-19 の封じ込め等のため 2020 年 3 月に衛生緊急事態宣言を発表し、陸空海の国境封鎖及び外出・移動制限等の措置を実施した。6 月以降これらの措置の段階的緩和を行っているが、衛生緊急事態宣言は 12 月 10 日まで延長中である。COVID-19 の感染拡大抑制のための各種措置の影響を受け、経済活動が著しく制限されており、当国経済・財政は大きな影響を受けている。結果として、2020 年の GDP 成長率は▲7.0%（IMF、2020 年）となる見通しである。また、COVID-19 の発生以降、6 月までに正規の労働者だけで 60 万人が解雇されており、失業率は 2019 年末の 9.2%から 2020 年第 2 四半期末には 12.5%に急上昇している（モロッコ高等計画委員会、2020 年）。

こうした経済や社会への影響に対し、当国政府は COVID-19 への対応として GDP の約 1 割に及ぶ予算措置を行い、保健医療、社会保障、経済等多方面の対策を行うことを発表。COVID-19 の影響を踏まえた政策立案を目的とした経済監視委員会を設立し、同委員会を中心に、①保健医療体制の強化、②社会保障制度（フォーマル労働者・インフォーマル労働者ともに対象）の拡充、③零細・中小企業向けの資金繰り支援等の措置を実施中である。上記①及び②については、当国政府が政府予算及び企業・個人からの寄付金を原資として 3 月に設立した「COVID-19 特別基金」（以下「特別基金」という。）（総額約 36 億ドル相当）、③のうち政府保証付与は当国政府が新たに設けた信用供与措置（2020 年

9月末時点で約49,000社、約19億ドルの融資を実施)により実施している。

上述の通り、当国政府はCOVID-19対策として複数の分野で財政支出を拡大しており、税収減等も予想されることから、財政収支赤字は対GDP比4.1% (2019年)から同7.8% (2020年)に拡大の見込み(IMF、2020年)。このように政府の財政状況は逼迫しており、COVID-19対応の必要資金の確保は喫緊の課題である。

「新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン」(以下「本事業」という。)は、上記の資金ニーズを踏まえ、当国のCOVID-19に係る対策の実施を後押ししていくものであり、当国政府のCOVID-19対策において優先度の高い事業に位置付けられる。

(2) COVID-19対応に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

対モロッコ王国国別開発協力量針(2012年)における重点分野として、「経済競争力の強化・持続的な経済成長」が定められており、本事業は「産業インフラプログラム」に合致する。対モロッコ王国JICA国別分析ペーパー(2012年)で、JICAが導出した「経済競争力の強化・持続的な経済成長」とも合致する。また、本事業は財政支援を通じてCOVID-19の影響に対する経済・社会の安定化に資するものであり、SDGsのゴール1(貧困の撲滅)、ゴール3(すべての人々の健康的な生活の確保)、ゴール8(包摂的かつ持続可能な経済成長)及びゴール10(不平等の是正)に貢献すると考えられる。なお、COVID-19対策支援として、我が国は医療機材供与等を実施するノン・プロジェクト無償「経済社会開発計画」を供与済(2020年7月E/N締結、供与額5億円)。

(3) 他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行(AfDB)は、2020年5月に「Covid-19 Response Support Programme」(以下「PARC-19」という。)(264百万ユーロ)を承諾しており、本事業は同案件との協調融資となる。

その他のドナーによるCOVID-19対策支援として、IMFは、2020年4月に当国に対する予防的流動性枠から3,000百万ドルを支出済。世界銀行は、2020年4月に既往の防災分野の開発政策借款から275百万ドル、同6月に医療分野の成果連動型プログラムローンから13百万ドル、同6月に世界銀行COVID-19ファスト・トラック融資枠から35百万ドル、同6月に金融・デジタル包摂開発政策借款から500百万ドルの未使用分金額をそれぞれCOVID-19対策として支出済。フランス開発庁(AFD)は、2020年4月までに既往借款案件及びノンソブリンローンの未使用分から計300百万ユーロを経済安定化及び零細企業支援として支出済。また、2020年5月にCOVID-19の影響を受けた地方自治体の能力・強靱性強化を目的とした案件(100百万ユーロ)を承諾済。ドイツ

復興金融公庫（KfW）は、PARC-19 への協調融資（300 百万ユーロ）を検討中。また EU は、特別基金向けに 150 百万ユーロの無償資金を供与済。

### 3. 事業概要

#### （1） 事業目的

本事業は、COVID-19 の感染が拡大するモロッコにおいて、財政支援を実施することにより、モロッコ政府が実施する保健医療体制の強化、社会保障制度の拡充及び零細・中小企業向け資金繰り支援の促進を図り、もって当国の経済・社会の安定及び開発努力の促進等に寄与するもの。

#### （2） プロジェクトサイト／対象地域名

モロッコ全土

#### （3） 事業内容

本事業は、モロッコ政府及び AfDB と合意した以下 3 つの分野及び 4 つの政策アクションから成る政策マトリックス（別添）に基づき、各分野の COVID-19 対策にかかる政策の推進を支援するもの。

##### 1) 保健医療体制の強化

（政策アクション: 医療機材の拡充及び民間企業労働者のための給与補償等を目的とする新型コロナウイルス特別基金の設立）

##### 2) 社会保障制度の拡充

（政策アクション: 新型コロナウイルス特別基金からの労働者（フォーマル・インフォーマル含む）への給与補償の支給開始）

##### 3) 零細・中小企業向け資金繰り支援の促進

（政策アクション: 新型コロナウイルスの影響により経営が悪化している企業への資金繰り支援制度（信用保証、運転資金融資等）の設立、企業の銀行に対する債務返済の猶予制度の設立）

#### （4） 総事業費

借款額：200百万ドル（21,076百万円相当）

#### （5） 事業実施期間

2020 年 5 月～2020 年 12 月を予定（8 か月）。円借款貸付実行の要件として設定する政策アクションの達成目標は 2020 年 5 月であり、現時点で全ての政策アクションが既に達成されているため、L/A の調印及び発効を踏まえた貸付実行（2020 年 12 月を想定）をもって、事業完成とする。

#### （6） 事業実施体制

1) 借入人：モロッコ王国政府（The Government of the Kingdom of Morocco）

2) 事業実施機関：経済・財政・行政改革省（Ministry of Economy, Finance

and Administration Reform)

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

上記2.(2)の通り、COVID-19 対策支援として、我が国は医療機材供与等を実施するノン・プロジェクト無償「経済社会開発計画」を供与済(2020年7月E/N締結、供与額5億円)。

2) 他援助機関等の援助活動

本事業は AfDB との協調融資であり、政策達成状況のモニタリングは、AfDB とともに実施する。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、財政支援型借款のため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は無いと判断されるため。

2) 横断的事項

① 気候変動対策関連案件 : 特になし

② エイズ/HIV 等感染症対策 : 特になし

③ 参加型開発 : 特になし

④ 障害配慮等 : 特になし

3) ジェンダー分類 : 【対象外】 ■GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由> 審査にてジェンダー主流化ニーズを調査したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を確認するに至らなかったため。他方、本事業の支援分野2)に含まれる給与補償の受給者の約半数を女性が占める想定である。

(9) その他特記事項

本事業は AfDB との協調融資を予定しており 2019 年第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD 7) で日本政府が発表した「アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ第 4 フェーズ」(EPSA4) の実現に寄与する。

#### 4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム (運用・効果指標) : 各分野の政策アクションの達成による効果を計測する指標の基準値および目標値は別添のとおり。

2) 内部収益率：プログラム型借款のため IRR は算出しない。

(2) 定性的効果

経済・社会活動の回復・安定化、保健医療体制の強化、脆弱層の生活安定化等。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：世界的に COVID-19 の感染拡大の収束に向けた対策が維持され、世界全体で急激な状況の悪化が回避されること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン「緊急財政支援円借款」(評価年度：2011 年)の事後評価結果等から、経済危機後の対応策として、相手国政府が自国の状況・課題を的確にとらえた上で、財政出動や減税、社会保障関連の施策、金融政策を含む需要刺激策を遅滞なく取りまとめ実施し、これに対し、JICA を含むドナーはこうした相手国政府の努力に対し適時適切な支援を行ったため、速やかに景気回復を遂げることができたと指摘されている。上記教訓を踏まえ、本事業においても、保健医療体制の強化、社会保障制度の拡充及び零細・中小企業向け資金繰り支援の促進といった複数分野の政策に関するモロッコ政府の取り組みに対し、協調融資相手とも連携し共通の政策マトリックスやモニタリング枠組みを活用することにより、適切なタイミングでの支援を行うべく迅速な供与を図る。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、財政支援を通じて COVID-19 の影響に対する経済・社会の安定化に資するものであり、SDGs のゴール 1 (貧困の撲滅)、ゴール 3 (すべての人々の健康的な生活の確保)、ゴール 8 (包摂的かつ持続可能な経済成長) 及びゴール 10 (不平等の是正) に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 2 年後 事後評価

以 上

別添：新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン 政策マトリックス

## 新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン 政策マトリックス

政策分野	政策アクション (2020年5月)	運用・効果指標	基準値 (2020年2月 実績値)	目標値 (2020年12月) 【事業完成時】
保健医療体制 の強化	(1) 医療機材の拡充及び民間企業労働者のための給与補償等を目的とする新型コロナウイルス特別基金の設立	新型コロナウイルス検査累計数 (件)	0	2,500,000
		稼働中のPCR検査センター数(箇所)	0	30
社会保障制度 の拡充	(2) 新型コロナウイルス特別基金からの労働者(フォーマル・インフォーマル含む)への給与補償の支給開始	基金からの給与補償を受けたインフォーマル労働者の世帯数(世帯)	0	5,500,000
零細・中小企業向け資金繰り支援の促進	(3) 新型コロナウイルスの影響により経営が悪化している企業への資金繰り支援制度(信用保証、運転資金融資等)の設立	資金繰り支援制度により信用保証、運転資金融資等を受給した零細・中小企業数(社)	0	49,000
		(4) 企業の銀行に対する債務返済の猶予制度の設立	債務返済の猶予制度を活用した零細・中小企業数(社)	0